

一般社団法人 社会的価値共創フォーラム 会員・会費規程

第1条（目的）

本規程は、定款第7条の規定に基づき、一般社団法人社会的価値共創フォーラム（以下「本法人」という。）の会員、会費に関し、必要な事項を定める。

第2条（会員種別と会費）

1. 本法人の会員種別および年会費は、以下のとおりとする。

正会員：500万円／年

共創会員：500万円／年又は100万円／年

特別会員：500万円／年

2. 前項の共創会員については、本法人の事業への参加の程度により、年会費を500万円／年又は100万円／年とするものとする。当該区別の詳細については、理事会が別に定める。

第3条（会費の納入）

1. 会員は、毎事業年度、当該事業年度の開始前に所定の方法により年会費の全額を納入しなければならない。

2. 会費の支払方法および支払期日は、理事会が別途定める。

第4条（中途入会の会費）

1. 事業年度の中途に入会した会員の当該年度の会費年額は、当該年度の年会費とする。

2. 前項の会費の納入は、本法人から入会承認の通知を受けた日から30日以内とする。

第5条（会費の変更）

1. 会費の額の変更は、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得なければならない。

2. 会費の変更は、次事業年度より適用されるものとする。

第6条（未納時の対応）

会員が会費を所定の期日までに納入しない場合、理事会は当該会員に対し督促を行う。督促後1年を過ぎた時点で、定款第10条第1号の定めにより会員資格を喪失する。

第7条（規程の改廃）

本規程の改正または廃止は、理事会の決議を経て行う。

附則

本規程は、令和7年7月17日から施行する（令和7年7月17日理事会議決）。